

令和8年度国指定重要文化財福島県法正尻遺跡出土品修復業務委託仕様書

- 1 件名 令和8年度国指定重要文化財福島県法正尻遺跡出土品修復業務委託
- 2 委託期間 契約締結日から令和9年3月16日（火）まで
- 3 業務目的 国指定重要文化財である福島県法正尻遺跡出土品について、良好な状態を長期間維持するための処置をおこない、文化財の保存および活用につなげるための修復をおこなうものである。
- 4 納入場所 福島県文化財センター白河館（福島県白河市白坂一里段86）
- 5 対象資料 縄文土器4点 対象資料の詳細は別紙のとおり
- 6 業務内容
 - (1) 資料の運搬
福島県文化財センター白河館から受注者作業施設への運搬及び業務完了後に返却のための運搬を行うこと。なお、運搬にあたっては、資料が国指定重要文化財であることに十分留意し、受注者の責任において文化財運搬に関する知識を有する専門のスタッフがを行い、文化財が確実かつ安全に運ばれるための機能を備えた車両を使用すること。
 - (2) 保存修復前の調査・記録
資料の現状を調査し、写真撮影を行うこと。また、過去の修復で使用された接着剤や補填材の成分を分析し、その結果を基に適切な解体方法の検討を行うこと。付着物などが認められ、必要と判断した場合には、発注者と対応について協議を行うこと。
 - (3) 解体・クリーニング
接着剤や石膏で接合・復元されている部分を、有機溶剤などを用いて解体すること。破片の接着剤などによる汚れは有機溶剤などを用いて除去すること。資料表面及び断面に接着剤や補填材、絵具などの付着がある場合は有機溶剤や純水などで除去すること。
 - (4) 接合・組立
アクリル樹脂を接着剤として使用すること。土圧により資料全体が変形していることもあるため、補助具を用い、必要に応じて破片を動かし形状を確認しながら組み立てを行うこと。
 - (5) 復元充填
エポキシ樹脂で復元充填を行うこと。発注者と協議したうえで充填部分に文様などの復元作業を行うこと。
 - (6) 仕上げ・補彩
補彩はアクリル板樹脂絵具や顔料などでおこなうこと。復元度合いについては文化庁美術学芸課・受注者・発注者が協議したうえで決定した内容で行うこと。
 - (7) 修復後の調査・記録
作業前の状況と比較し点検・確認を行った後、写真撮影を実施すること。
 - (8) 成果品の納入
本仕様書に定める成果品を、期日までに所定の場所に納めること。
- 7 検証及び検査

業務中及び終了後に作業方針・作業状況について発注者と文化庁美術学芸課による検証と評価を受けること。

本仕様内容を満たない場合、または評価が低く検査が不合格の場合は、受注者の責任で検査に合格するまで、作業をやり直さなければならない。この場合の作業にかかる費用は受注者が負担すること。

8 成果品

(1) 対象資料（縄文土器4点）

(2) 実績報告書

打合せ記録、各工程前・中・後の記録写真、修復業務記録を含む。

(3) その他

作業内容・工程などの確認のために発注者が指示するもの。

9 その他

(1) 対象資料が国指定重要文化財であることを十分に考慮し、運搬などに際しては厳重に梱包を行うこと。また、保管庫や作業施設については防火及び防犯面の安全を確保すること。

(2) 業務の実施に必要な資材などについては、受注者が調達し、管理などを行うこと。

(3) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、適切な処理を行った上で委託者に譲渡すること。譲渡できない権利については権利を放棄する手続きをとること。

(4) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行にあたること。

(5) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針などについては、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

(6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

(7) 本業務委託仕様書のほかに、特記すべき事項として別紙のとおり〈特記事項〉を定めるものとする。

〈特記事項〉

- 1 国宝及び国指定重要文化財を保管するに足る防火・防犯体制が完備されていること。
 - (1) 作業施設には全館規模で24時間防火・防犯監視システムが導入されていること。
 - (2) 独立した専用収蔵庫を完備していること。
 - (3) 収蔵庫の出入口の施錠は厳重に行われ、かつ出入庫に関する管理体制も整備されていること。
- 2 運搬中の破損などを防止するため、資料を社外に持ち出すことなく業務を遂行できる設備機器を自社内に保有していること。
- 3 上記要件を満たしていることを確認するための書類、図面、写真などを提出できること。また、書類など確認後、担当者の視察を受け入れることが可能なこと。